

市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しに合わせ、とちぎ子ども・子育て支援プラン別冊「教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制」について中間年の見直しを実施する。

1 「とちぎ子ども・子育て支援プラン（2期計画）」（以下「支援プラン」）の概要

- 計画期間：令和2(2020)年度～令和6(2024)年度までの5か年計画
- 位置付け：とちぎの子ども・子育て支援条例第10条に基づく、子ども・子育てに関する基本的な計画
- 目標指標：8つの施策の基本的方向に基づき、25の目標指標を設定
- 計画の構成：
 - ▶計画本編
 - ▶別冊 ①教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制
 - ②栃木県社会的養育推進計画
- 計画の性格：都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（子ども・子育て支援法第62条）のほか以下の6つの計画の性格を持つ
 - ・次世代育成支援対策の都道府県行動計画（次世代育成支援対策推進法第9条）
 - ・母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
 - ・都道府県子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条）
 - ・都道府県社会的養育推進計画
 - ・母子保健計画
 - ・都道府県子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）

2 支援プラン中間年見直しの必要性

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）

（要約）

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画について、教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が量の見込みと大きく乖離している場合は、中間年を目安として必要な場合には見直しを行うこと。
- ・都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡（令和4年3月18日）

（要約）

- ・基本指針に基き、市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しを行うための考え方を示すので、各都道府県及び各市町村においては、適切な見直し作業を進めること。
- ・実際にどのような方法で見直しを行うかは、各自治体において適切に判断すること。
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響により平常時の実績の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施すること。

3 見直し内容及び具体的な方法

○見直し内容（支援プラン別冊「教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制」）

- ▷ 教育・保育施設、地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制」
- ▷ 特定教育・保育及び特定地域型保育の必要見込み従事者数
- ▷ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「提供体制」

○見直しにおける具体的な方法

- ▷ 令和4(2022)年度を中間年とし、令和5(2023)・6(2024)年度の数値を見直す
- ▷ 見直し判定：市町村計画における支給認定区分ごとの実績値が量の見込みと比べ、±10%以上乖離がある場合など
- ▷ 要因分析：乖離の要因を分析（例：出生数の減少、共働き世帯への移行 等）
※新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるかの分析も必要

※支援プラン本編及び別冊「栃木県社会的養育推進計画」は、市町村計画の見直し等の影響がないため見直しの必要なし

4 今後のスケジュール

- ▷ R4.11 県子ども・子育て審議会 ※議題：支援プランにおける中間年の見直しについて 等
- ▷ R4.12 市町ヒアリング 「教育・保育」・「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと提供体制の確保
- ▷ R5. 2 市町計画改正の法定協議（市町→県）
- ▷ R5. 3 県子ども・子育て審議会 ※議題：支援プランの改正について 等
- ▷ R5. 3 市町計画改正の法定協議承認（県→市町）
- ▷ R5. 3 支援プラン別冊「教育・保育の提供に係る区域における量の見込み及び提供体制」の改正